

船契第553号  
令和7年7月14日

船橋市発注業務委託契約受託者 各位

船橋市長 松 戸 徹  
( 公 印 省 略 )

令和7年度船橋市発注業務委託契約における熱中症予防対策のお願い

日頃より、市政に多大なるご効力をいただき、厚くお礼申し上げます。

近年の気候変動に伴う気温上昇により、夏季の熱中症による労働災害は例年多く発生しています。特に、今年度は気温が高い状態となる日が続くことが見込まれており、気象庁の早期天候情報による注意喚起が行われております。

このような状況下での、屋外作業や空調設備のない屋内での作業等においては、熱中症の発症リスクが高まります。

また、令和7年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則では、職場における熱中症対策の強化が求められており、厚生労働省からも熱中症予防対策をお願いしているところです。

皆様におかれましては、例年、従事者の熱中症予防対策について万全を期していただいていると存じますが、今後の猛暑に備え、下記資料等を参考に、改めて熱中症予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

#### 記

- ・『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』（厚生労働省）
- ・『WBGT値を把握して熱中症を予防しましょう！』（厚生労働省）
- ・『労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要』（厚生労働省）

契約課物品契約係  
電話 436-2177